

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理 (県議会議案「指定管理者の指定について」に対する意見)

生涯学習振興課

1 概要

令和元年第6回沖縄県議会に知事が提出を予定している議案「指定管理者の指定について」に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がないことから、令和元年11月15日に、「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「指定管理者の指定について」の概要

- ① 沖縄県立宮古青少年の家の管理は、地方自治法第244条の2第6項及び「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第7条」に基づき、平成24年4月から指定管理者が行っている。
- ② 現指定管理者の指定期間が、令和2年3月31日に満了することから、令和2年度からの新たな指定管理者の指定を行う必要がある。
- ③ 令和元年10月18日に開催した「沖縄県立青少年の家に係る指定管理者制度運用委員会」の審議の結果、宮古青少年の家における過去7年余の指定管理業務実績等が評価され、今後も適切に管理運営を行うことが期待できる団体である等の理由から、特定非営利活動法人ばんずが候補者として選定された。

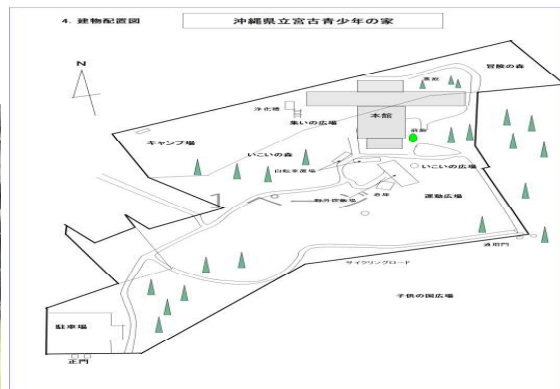
乙第28号議案

- ・公の施設の名称 : 沖縄県立宮古青少年の家
- ・指定管理者となる団体 : 宮古島市平良字久貝706番地1（平良老人福祉センター内）
特定非営利活動法人ばんず
- ・指定の期間 : 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

3 臨時代理した意見の内容

議案「指定管理者の指定について」は、異議がない旨を回答した。

【参考】



指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 沖縄県立宮古青少年の家
- 2 指定管理者となる団体 宮古島市平良字久貝706番地1（平良老人福祉センター内）
特定非営利活動法人ばんず
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月27日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。